どう向き合う！合同労組

対応の基本原則

高井・岡芹法律事務所
弁護士　小池　啓介

第17回　街宣活動

私生活の侵害は違法

団体交渉で労働問題が解決しない場合、合同労組から、労働問題解決のためとして、団体交渉の開催要求以外の組合活動を講じてくることがある。その組合活動内容は様ざまであるが、ここでは街宣活動と呼ばれるものを取り上げる。

街宣活動の例としては、合同労組の組合員等が、使用者である企業のほか、その親会社等の関係企業の社屋、それらの企業の役員・幹部社員の私邸に押しかけて、その付近でビラを配布したり、拡声器を用いて労働問題に関する組合の主張・要求を訴えたり、面会を求めたりする活動が挙げられる。

1　街宣活動の適法性

労働組合法第8条は「組合活動の民事免責」を定めているが、もちろん、全ての組合活動が民事免責を受けられるわけではなく、「正当な」組合活動のみが免責される。

右に挙げたような街宣活動は、事業所以外の企業・私邸に押しかけるなどの積極的な行為を行っている点で、単に労務を提供しない不作為に留まっている同盟罷業（以下「ストライキ」という）とは明確に異なる。

したがって、街宣活動が組合活動と衝突する他の法益（例えば、役員の私邸周辺での街宣活動の場合は、当該役員個人の「私生活の平穏」といった法益）を侵害し、「正当な組合活動」に当たらない場合には、そのような街宣活動は違法となり、街宣活動の差止めや、街宣活動を行った者に対する損害賠償請求も認められる。

このような街宣活動の適法性については、近時、裁判所によって、違法であるとの判断が複数出されているが、それらの判断は、例えば、「（組合活動の）目的、態様、内容、使用者側が受ける不利益その他の事情を総合考慮し、社会通念上相当と認められる」か否か、といった基準により判断されているため（後述のミトミ建材センターほか事件）、全ての街宣活動に適用することができる一律・明確な基準というものは存しない。

そこで、以下、街宣活動が違法と認定され、差止めが認められた近時の裁判例を紹介する。ただし、街宣活動がこのレベルに達していなければ適法であるという趣旨ではない。

実施状況の記録残す

違法行為は差止めも

2　ミトミ建材センターほか事件（大阪地決平24・9・12）

この事件は、労働組合が、組合員の使用者であるA社の取引先・納入先のほか、A社から業務委託を受けていたB社の現場、およびB社の代表取締役Cの自宅付近で街宣活動を行ったことから、A社・B社・Cが街宣活動の差止め（仮処分）を求めた事案の異議申立審である。なお、A社とB社は本店所在地が同じであり、それぞれの取締役もCおよびその家族が就任するなど個人経営の側面等もあったが、判決においては「同一の会社と見ることはできない」と判示されている。

裁判所は、①A社の取引先・納入先およびB社の現場に対する街宣活動が、少なくとも10回行われたものと認定し、そのうちのある街宣活動の態様について、「赤色と青色に塗装し、黄色の文字で『連帯』と書かれた街宣車を使用し、大阪府労働委員会が発した命令についてのみならず、行政が公共事業に違法を行っていると認定された業者を参入させている、違法業者を参入させていることについて市民に抗議してもらうべく呼びかけている、豊中市行政が税金で行われている事業に関してチェックを怠り、違法業者を参入させているなどという趣旨の内容を、拡声器を使って訴えた。債務者（筆者注、労働組合を指す）の街宣車が走行していた場所は、相当な交通量のある場所であるが、車両の通行する音にかき消されず、債務者組合員の上記のような発言がはっきりと聞こえるものであった。また、債務者は、約10分間にわたって、上記と同様の内容を繰り返し訴え、何度も工事現場周辺を街宣車で巡回した」と認定した。

②また、Cの自宅付近に対する街宣活動の態様として、「Cの自宅周辺は住宅街である。また、平成24年1月1日当時、阪急○○駅の駅前ロータリー付近は、通行人や車両が行き来をしていた。平成24年1月1日午前8時頃、債務者組合員20名ほどが、阪急○○駅駅前ロータリーに集まった。組合員は、『A社（の社名）』『B社（の社名）』『（住所略）』『（A社の）××社長は4名の従業員を職場に戻せ！』などと記載された横断幕を広げて、『ミトミ（筆者注、A社とB社に共通する商号の一部。以下同じ）は不当労働行為をやめろ』『ミトミは組合員の生活権を破壊するな』『ミトミは人権侵害をやめろ』などと、Cの自宅方向に向かって大声で繰り返し訴えた。債務者組合員によるこのようなシュプレヒコールは約20分続いた」と認定している。

上記認定を前提に、裁判所は、①の街宣活動については、その内容が、労働問題に留まらず、A社の事業にまで及んでいることや、街宣活動がA社・B社に関連する現場の近くを何度も巡回する方法で行われていることに着目し、「社会通念上相当と認められる範囲を超えているといえる」、「正当な組合活動と認められるものではなく、A社やB社の営業活動を不当に妨害する行為であるというべきである」と判断した。また、②の街宣活動については、前述した街宣活動の態様に加え、CがA社の代表者ではなく組合員の使用者とはいえないことにも着目し、「正当な組合活動の範囲を超えたものであり、Cの私生活の平穏、名誉等（人格権）を侵害する行為というべきである」と判断し、結論として、労働組合による街宣活動の差止めを認容している。

使用者が証拠を提出

4　街宣活動への現実的対応

裁判所が街宣活動の回数や態様を認定するためには、根拠となる証拠を使用者側が収集・提出する必要がある。

実際には、違法・適法の判断がにわかにつきかねる街宣活動もあるが、街宣活動の途中から違法化するケースや、回数を重ねるにつれて違法化するケースもあるため、街宣活動が行われた場合には、その態様を立証するための証拠（街宣活動の時系列メモ、録音、録画等）を作成しておくことが肝要である。

さらに、街宣活動に違法の疑いがあれば、労働組合に対し、書面によりその旨を警告し、そのような街宣活動は受け入れられない旨を告知しておくことが適切である。